

入湯税の充当状況

入湯税は、地方税法に基づき、環境衛生施設・鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場（温泉施設）における入湯行為に課税する目的税です。

令和 8 年度一般会計における入湯税の充当状況については、次のとおりです。

（単位：千円）

事業名	経費	財 源 内 訳				
		特定財源			一般財源	
		国支出金	県支出金	その他	入湯税	その他
道の駅管理事業	13,402	0	647	5,843	1,069	5,843